

2004年12月01日(水)

『次の内閣』提出資料 環境部門

## 中間報告

『次の内閣』ネクスト環境大臣 佐藤謙一郎

動物愛護・外来種対策WT座長 肥田美代子

同事務局長 谷 博之

同事務局次長 田島一成

同顧問 城島正光

同顧問 小川勝也

### 1. WTの目的

動物愛護法の改正を検討し、動物愛護管理のあり方について議論する。

外来生物法の施行準備状況をフォローアップし、適切な施行について議論する。

### 2. WTの活動

11/11(木)【第1回】ヒアリング

外来生物法の基本方針と特定外来生物種の選定について

(1)環境省 野生生物課 名執芳博課長 より

(2)WWF他NGO特定外来生物種選定作業メンバー より

11/12(金)【第2回】ヒアリング

動物虐待の定義、動物虐待と犯罪の関係について

(1)警察庁より (2)動物との共生を考える連絡会より

11/19(金)【第3回】ヒアリング

(1)環境省より 動物愛護管理のあり方検討会について

(2)(社)日本動物福祉協会より 中越地震での動物救済活動について

11/25(木)【第4回】ヒアリング

動物実験施設及び実験動物取扱業の規制について

(1)実験動物取扱業者より (2)文科省より (3)地球生物会議(ALIVE)より

(環境部門会議での取り組み)

04/02/05 マイクロチップの導入について、日本獣医師会からヒアリング

04/04/22 動愛法について 環境省、NGOからヒアリング

04/05/20 動物の愛護管理について、全国ペット小売業協会よりヒアリング

04/05/26 動物愛護法改正WT(城島正光座長)設置

04/10/29 前回の動愛法改正について 城島議員からヒアリング

### 3. WTのこれまでの検討の成果

#### 【外来種対策】

- ・ 立法の趣旨の通り、迅速な施行が望まれるが、対象となる特定外来生物の選定にあたっては、学会やNGOなど有識者の意見を十分に踏まえ、できるだけ多くの生物種を施行時まで指定することが求められる。その際、基本方針にあるように予防原則を念頭に、生態系等に係る被害の防止を第一義として選定されるべきである。
- ・ アライグマ対策に見られるように外来種問題の解決には、ペットの適正飼育、野生生物の輸入規制が有効である。外来生物法の施行に合わせ、動物愛護法の改正を進め、外来種対策と動物愛護を一体として取り組む体制整備が必要である。

#### 【動物愛護法】

- ・ 近年多発傾向にある児童虐待や、人間に対する犯罪は、動物虐待と相関関係が認められ、動物の愛護教育を推進することは、これらの犯罪予防に効果がある。
- ・ 環境省検討会は前回の附帯決議を踏まえ、包括的な検討を6回行っている。
- ・ 5年前の法改正以降、動物虐待や遺棄などの摘発が増えている。また遺棄されるペットが多様化し、拾得物として扱う警察は対応に苦慮している。適正飼育や虐待防止の一層の普及・啓発が必要である。
- ・ 住民からの通報を受ける行政や警察の現場が混乱しないよう、動物虐待の定義をもっと明確にするべきである。
- ・ 中越地震の被災動物の救済現場から、以下のような提言を受けた。
  - (1)自治体が「動物愛護行政基本計画」を策定し、緊急災害時の動物救護対策・同行避難を盛り込むこと
  - (2)動物愛護推進員制度を活用してボランティアの登録、育成に努めること
  - (3)個体識別・不妊去勢手術等、平時からの飼い主責任を徹底すること
  - (4)地域防災計画で災害時の動物保護対策等について規定すること
- ・ 前回の改正で動物取扱業が届出制になったが、無届けの悪質なペットショップによる虐待事例が発生しており、規制のあり方を再検討するべきではないか。良心的なペット小売業者や実験動物取扱業者は業の適度な規制を望んでいる。
- ・ 動物実験施設については先進国では許認可制のある国が多いが、我が国では届出制の適用除外で、自主管理となっている。しかし東京理科大など問題が発生しており、科学研究の特性を踏まえつつも、動物の福祉や周辺住民の健康被害不安などに応えることのできるしくみを導入するべきではないか。また国際的に認知されている、実験における3R原則(代替、削減、苦痛の軽減)を法定化するべきである。

### 4. WTの今後の予定

- ・ 乗馬クラブ、動物の美容業、訓練所の業界などへの業規制のあり方についてのアンケートや、ペットのネット通販の実態把握など、事務局で予備的調査を行う。
- ・ 通常国会開会后、それらを下敷きに、さらなるヒアリングや視察調査、検討を行い、他党の動きを見ながら、通常国会中の議員立法での改正を目指す。

以上